

移動支援事業における単価基準が 令和7年10月1日から変わります

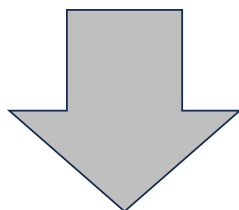
移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に対し、外出のための支援を行うことにより当該障がい者等の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

!

人件費を含めた近年の物価高騰等の影響をうけつつも、今後の継続したサービスの提供のため、屋外での移動が困難な障がいのある人の外出のための支援を行う「移動支援事業」の単価基準を法定サービスである居宅介護の「通院等介助」の額と同額とし、単価を引き上げます。

【変更前】

時間 \ 区分	算定時間	身体介護を伴う			算定時間	身体介護を伴わない		
		日中 (基本額)	早朝・夜間 25%加算分	深夜 50%加算分		日中 (基本額)	早朝・夜間 25%加算分	深夜 50%加算分
20分以上30分未満	0.5	2,300	575.0	1,150.0	0.5	800	200.0	400.0
30分以上1時間未満	1.0	4,000	1,000.0	2,000.0	1.0	1,500	375.0	750.0
1時間以上1時間30分未満	1.5	5,800	1,450.0	2,900.0	1.5	2,250	562.5	1,125.0
以下30分ごとに加算		820	205.0	410.0		750	187.5	375.0
:		:	:	:		:	:	:



【変更後】 令和7年10月1日利用分から

時間 \ 区分	算定時間	身体介護を伴う			算定時間	身体介護を伴わない		
		日中 (基本額)	早朝・夜間 25%加算分	深夜 50%加算分		日中 (基本額)	早朝・夜間 25%加算分	深夜 50%加算分
20分以上30分未満	0.5	2,560	640.0	1,280.0	0.5	1,060	265.0	530.0
30分以上1時間未満	1.0	4,040	1,010.0	2,020.0	1.0	1,970	492.5	985.0
1時間以上1時間30分未満	1.5	5,870	1,467.5	2,935.0	1.5	2,750	687.5	1,375.0
1時間30分以上2時間未満	2.0	6,690	1,672.5	3,345.0	2.0	3,450	862.5	1,725.0
以下30分ごとに加算（伴わない）						690	172.5	345.0
2時間以上2時間30分未満	2.5	7,540	1,885.0	3,770.0	2.5	4,140	1,035.0	2,070.0
2時間30分以上3時間未満	3.0	8,370	2,092.5	4,185.0	3.0	4,830	1,207.5	2,415.0
3時間以上3時間30分未満	3.5	9,210	2,302.5	4,605.0	3.5	5,520	1,380.0	2,760.0
以下30分ごとに加算（伴う）		830	207.5	415.0				
:		:	:	:		:	:	: